

(参考3)

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令新旧対照条文
植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)

(傍線の部分は改正部分)

改正案

現行

別表二(第九条関係)

別表二(第九条関係)

地域	植物	備考(対象とする検疫有害動植物)
<p>一 イスラエル、サウジアラビア、シリア、トルコ、ヨルダン、レバノン、アルバニア、イタリヤ、英国(グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。以下この表において同じ。)、オーストリア、オランダ、キプロス、ギリシャ、クロアチヤ、コソボ、スイス、スペイン、スロベニア、セルビア、ドイツ、ハンガリー、フランス、ベルギー、ポスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マルタ、モンテネグロ、アフリカ、バミューダ諸島、アルゼンチン、ウルグアイ、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、コスタリカ、コロンビア、ニカラグア、西インド</p>	<p>アキー、アボカド、あめだまのき、オールスパイス、オリーブ、カシューナッツ、キウイフルーツ、きばなきょうちくとう、ごれんし、ざくろ、ジャボチカバ、そらまめ、てりはぼく、なつめやし、なんようざくら、フェイジョア、ポポー、マメーリンゴ、りゆうがん、れいし、いちじく属植物、いんげん属植物、かき属植物(付表第四十一に掲げるものを除く。)、カリッサ属植物、くるみ属植物、くわ属植物、コッコロバ属植物、コーヒーノキ属植物、すぐり属植物、とけいそう属植物、ドビアーリス属植物、なつめ属植物、にんめんし属植物、バシヨウ属植物(成熟していないバナナの生果実を除く。)、パイヤ属植物(付表第一に掲げるものを除く。)、ばんじろう属植物、ばんのき属植物、ばんれいし属植物、ひいらぎとらのお属植物、びやくだん属植物、ふくぎ属植物、ぶどう属植物(付表第三及び第五十四に掲げるものを除く。)、ふともも属植物、マンゴウ属植物(付表第二、第三十六、第四十三、第五十一及び第五十三に掲げるものを除く。)、もちのき属植物、ももたまな属植物、わた属植物、あかてつ科植物、うり科植物(付表第三及び第四</p>	<p>チチユウカイ ミバエ</p>
<p>一 イスラエル、サウジアラビア、シリア、トルコ、ヨルダン、レバノン、アルバニア、イタリヤ、英国(グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。以下この表において同じ。)、オーストリア、オランダ、キプロス、ギリシャ、クロアチヤ、コソボ、スイス、スペイン、スロベニア、セルビア、ドイツ、ハンガリー、フランス、ベルギー、ポスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マルタ、モンテネグロ、アフリカ、バミューダ諸島、アルゼンチン、ウルグアイ、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、コスタリカ、コロンビア、ニカラグア、西インド</p>	<p>アキー、アボカド、あめだまのき、オールスパイス、オリーブ、カシューナッツ、キウイフルーツ、きばなきょうちくとう、ごれんし、ざくろ、ジャボチカバ、そらまめ、てりはぼく、なつめやし、なんようざくら、フェイジョア、ポポー、マメーリンゴ、りゆうがん、れいし、いちじく属植物、いんげん属植物、かき属植物(付表第四十一に掲げるものを除く。)、カリッサ属植物、くるみ属植物、くわ属植物、コッコロバ属植物、コーヒーノキ属植物、すぐり属植物、とけいそう属植物、ドビアーリス属植物、なつめ属植物、にんめんし属植物、バシヨウ属植物(成熟していないバナナの生果実を除く。)、パイヤ属植物(付表第一に掲げるものを除く。)、ばんじろう属植物、ばんのき属植物、ばんれいし属植物、ひいらぎとらのお属植物、びやくだん属植物、ふくぎ属植物、ぶどう属植物(付表第三に掲げるものを除く。)、ふともも属植物、マンゴウ属植物(付表第二、第三十六、第四十三、第五十一及び第五十三に掲げるものを除く。)、もちのき属植物、ももたまな属植物、わた属植物、あかてつ科植物、うり科植物(付表第三及び第四十二に掲げる</p>	<p>チチユウカイ ミバエ</p>

三了十七 (略)	<p>二 インド、インドネシア、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、台湾、中華人民共和国(香港を除く。以下この表において同じ。)、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブルタン、ブルネイ、ベトナム、香港、マレーシア、ミャンマー、ラオス、パプアニューギニア、ハワイ諸島、ミクロネシア</p>	<p>諸島(キューバ、ドミニカ共和国及びプエルトリコを除く。)、パナマ、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、ペルー、ボリビア、ホンジュラス、オーストラリア(タスマニアを除く。)、ハワイ諸島</p>
(略)	<p>かんきつ類(付表第十に掲げるものを除く。)、アセロラ、アボカド、あんず、いちじく、いんどうてんぐゆまる、くるつぐ、これんし、ざくろ、サントール、すもも、たいへいようぐるみ、てりはぼく、トマト、なし、なつめやし、パイヤ(付表第一、第十一及び第十二に掲げるものを除く。四の項において同じ。)、びわ、びんろうじゆ、ぶどう(付表第三十二に掲げるものを除く。)、もも、ももたまな、やまもも、ランプータン、りゆうがん、りんご、れいし(付表第十三及び第十四に掲げるものを除く。)、わんび、あかたねのき属植物、かき属物、コーヒノキ属植物、とうがらし属植物、とけいそう属植物、なす属植物、なつめ属植物、にんめんし属植物、ばんじろう属植物、ばんのき属植物、ばんれいし属植物、ヒロセレウス属植物(付表第五十二及び第五十五に掲げるものを除く。四の項において同じ。)、ふくぎ属植物(付表第四十に掲げるものを除く。)、ふともも属植物、マンゴウ属植物(付表第十五から第十七まで、第三十六、第四十八及び第五十に掲げるものを除く。四の項において同じ。)、ランサ属植物及びあかてつ科植物の生果実並びに成熟したバナナの生果実</p>	<p>十二に掲げるものを除く。)、さばてん科植物(付表第三十五に掲げるものを除く。)、なす科植物(付表第三及び第四十二に掲げるものを除く。)、ばら科植物(付表第三及び第三十一に掲げるものを除く。)、及びみかん科植物(付表第四から第八まで、第三十九及び第四十五に掲げるものを除く。)、の生果実</p>
(略)	ミカンコミバ 工種群	

三了十七 (略)	<p>二 インド、インドネシア、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、台湾、中華人民共和国(香港を除く。以下この表において同じ。)、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブルタン、ブルネイ、ベトナム、香港、マレーシア、ミャンマー、ラオス、パプアニューギニア、ハワイ諸島、ミクロネシア</p>	<p>諸島(キューバ、ドミニカ共和国及びプエルトリコを除く。)、パナマ、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、ペルー、ボリビア、ホンジュラス、オーストラリア(タスマニアを除く。)、ハワイ諸島</p>
(略)	<p>かんきつ類(付表第十に掲げるものを除く。)、アセロラ、アボカド、あんず、いちじく、いんどうてんぐゆまる、くるつぐ、これんし、ざくろ、サントール、すもも、たいへいようぐるみ、てりはぼく、トマト、なし、なつめやし、パイヤ(付表第一、第十一及び第十二に掲げるものを除く。四の項において同じ。)、びわ、びんろうじゆ、ぶどう(付表第三十二に掲げるものを除く。)、もも、ももたまな、やまもも、ランプータン、りゆうがん、りんご、れいし(付表第十三及び第十四に掲げるものを除く。)、わんび、あかたねのき属植物、かき属物、コーヒノキ属植物、とうがらし属植物、とけいそう属植物、なす属植物、なつめ属植物、にんめんし属植物、ばんじろう属植物、ばんのき属植物、ばんれいし属植物、ヒロセレウス属植物(付表第五十二に掲げるものを除く。四の項において同じ。)、ふくぎ属植物(付表第四十に掲げるものを除く。)、ふともも属植物、マンゴウ属植物(付表第十五から第十七まで、第三十六、第四十八及び第五十に掲げるものを除く。四の項において同じ。)、ランサ属植物及びあかてつ科植物の生果実並びに成熟したバナナの生果実</p>	<p>ものを除く。)、さばてん科植物(付表第三十五に掲げるものを除く。)、なす科植物(付表第三及び第四十二に掲げるものを除く。)、ばら科植物(付表第三及び第三十一に掲げるものを除く。)、及びみかん科植物(付表第四から第八まで、第三十九及び第四十五に掲げるものを除く。)、の生果実</p>
(略)	ミカンコミバ 工種群	

付表

一〇五十三（略）

五十四 南アフリカ共和国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるパ
ーリンカ種のぶどうの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合してい
るもの

五十五 台湾から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるヒロセレウス・
ウンダーツスの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

付表

一〇五十三（略）